

平成25年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成25年 4月10日(水)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分		閉会時間		14時57分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	出席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
	11番	白川 透	欠席			
議事録署名委員	3番	作野 英明		4番	渡邊 義明	
出席吏員	事務局長 仲田 憲史 農務室長 田村 誠 事務員 濱本 武教					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地一時転用完了届について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (3) 農地転換届について
その他	平成25年度第2回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただいまより、平成25年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は11番白川委員より欠席の連絡を受けております。委員数21名中20名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので本会は成立していることを報告します。
2. 挨拶	会 長	(省略)
	局 長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行致します。
3. 議事録署名 委員及び書記 の選出	会 長	議事録署名委員： 3番 作野 英明 4番 渡邊 義明 書記：濱本 武教
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	会 長	議事に入ります。 『4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 平成25年4月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 詳細につきましては、室長より説明致します。
	室 長	【 議案第1号朗読及び説明（議案書1、2頁）】 議案第1号 番号1 土地の表示 登記：畑、現況：畑、地積： m ² 登記：畑、現況：畑、地積： m ² 合計：畑2筆 m ² 譲渡人： 譲渡事由：経営規模縮小 耕作面積： m ² 譲受人： 譲受事由：売買 耕作面積： m ² 権利の種類：所有権移転 (備考) の申し出により耕作不便で経営規模縮小を行う から売買で所有権移転を行い農地として利用するものである。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は10a当たり 円です。

	<p>番号2 土地の表示</p> <p>登記：田、現況：原野、地積 m^2 登記：田、現況：原野、地積 m^2 登記：畑、現況：原野、地積 m^2</p> <p>訂正お願いします。 田 筆 合計 m^2と書いてありますが 田 2筆 m^2、畑 1筆 m^2、合計3筆 m^2 となります。大変失礼しました。</p> <p>譲渡人： 譲渡事由：不在地主 耕作面積：m^2</p> <p>譲受人： 譲受事由：売買 耕作面積：m^2 権利の種類：所有権移転 (備考)不在地主の の申し出により今回売買して が農地として利用するための売買である。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>売買価格は10a当たり 円です。 番号1については、現地調査資料の1、2ページに、番号2については、現地調査資料の3、4ページに申請位置図および公図を記載しておりますのでご確認お願いいたします。以上です。</p>
議 長	議案第1号につきまして質疑を受けます。
野口晴正 委員	番号2の売買価格10a当たり 円は本当ですか
室 長	本当です。面積の合計が m^2 です。現況は原野状態で不在地主であります さんから さんが農地を買われて農地として復元しながら作付けを行うものです。全体が 円で買われています。
野口晴正 委員	鶴田の原野が1坪 円で売れましたので金額の差に驚いたので確認しました。
議 長	参考までに大山の の方は田よりも山の方が高い状況です。補足説明として担当地区の松川委員さんに説明をお願いします
松川委員	現地の状況から考えるとよく 円で買われたなと思います。圃場の中が笹藪になっていまして畦畔の一部に灌木が生えています。とても誰もが手を出すところではないですが、 さんからの強い要望があつて さんの土地も近くにありまして少しずつ開墾していくようです。今日確認してみましたら笹藪もきれいに片づけられていて野積にしてありますが、今後農地として活用される意思を十

	分を感じられました。以上です
議 長	このような現況説明です。他にありませんか
種委員	2番の件ですが現地説明を聞いておりましたが、灌木、笹が生えている。現況地目も原野になっております。まずは、3条の農地移転なのでしょうか。4条の地目変更をして5条申請ではないでしょうか。
室 長	登記地目農地、現況地目原野ですが、原野をきちんとして農地として使うものですので、3条の登記地目の農地から農地への移転という手続きに従いまして3条申請で農地をまた農地として管理する売買です。
種委員	現況は原野で非農地ですよ。3条の農地移転でないのではないかと私は思います。
室 長	ここに書かれている現況地目というのは現在見た目による作付けされていない状況で手入れもされていないという判断で原野として記入させていただいております。しかし、本人さんとしては、登記地目田のままで農地の状態で管理したかったが、原野状態になってしまった。今回譲り受けられる人も農地として活用するというところで手続きをして農地の移転として3条申請という流れになっております。
種委員	現況原野という判断をしているのでしょうか。登記地目は農地かもしれないですが、現況は原野で非農地でしょう。違いますか
室 長	申請をされる時手入れをしていなかったのが原野という判断をしております。ただその後に耕作意欲があつて農地として活用するというところで手入れをされました。今日現地調査をしてみました。原野から自己保全農地になっているところを判断させてもらっています。ということで手入れをされる前の現況地目ということで原野と記入させていただいています。以上です
議 長	こういう状況は今後恐らく出てくると思いますのでそのような判断のもとで今後これにつきましても現地を見て頂いて皆さんと協議しながら、これは農地に復元できるのだという形の中で さんも農地として復元するということですので3条という形にしました。
種委員	そうであれば少なくとも田んぼの形、原野でない状況になってから移転すべきではないでしょうかと私は思います。あくまでも原野の状態でなくて復元可能で原野ではない状態にしてから移転すべきではないでしょうか。
室 長	種委員のおっしゃることはよく分かります。今回事務局として受けるにあたって申請された時の状態で現況を原野という形でのせておりますが、実際に申請する時、次に受けられる さんがきちん

		と農地として活用する意欲があるということと現在林の状態ですが、どうされますかということをお聞きしましたらきれいにして現地調査の時にはきちんと農地の形を出すということをおっしゃっていました。にもかかわらず事務局としては原野判断で記入させていただきますので譲り受けられる方がそういう意欲を見せて現地確認の時までに農地という形を出すのであれば現況地目の記載を田もしくは畑という形で記載させていただくという形で事務局としては今後申請を受けるといふ風にしていきたいと思っております。議長どうでしょう。
	議長	こういう状況、不在者地主の申請は今後恐らく出てくると思しますのでそのようなものは、買い受けられる方の意欲というものが農地として利用する固い決意でありますし、聞き取り調査の中でも伺っておりますので、このような形の事例的にありました時は3条として出すことにします。買い受けられる方も農地としての機能を十分に発揮されるということも聞き取り調査の中で聞いておりますのでそのような形で今後とも出させていただくことを確認したいと思っております。
	種委員	そのように議長は言われますが、先般の農地転用の地目変更で、非農地証明でした時の経過もあるわけですし、そういうことが起こらないように注意する意味合いも私はあると思っております。あくまでも許可は出されてもいいですが、経過観察をされて本当にこの窪が田んぼになるのかならないのかある程度期間を置いてするべきではないかと思っております。
	議長	こういう事例におきましては本人の意欲があるかないかということで、この方が極端な例で今後4条申請を出すというような形がとれないということをお聞き取り調査で伝えておりますし、また地元の農業委員さんも協力しないといけないということも言っておられるという状況の中で、3条で出されて1年後には4条で出されるというような土地ではありませんし本人さんを譲渡人にしてもそのようなことはないということですので何回も言うようですがこのような事例が出たときは、このように扱っていくということをご理解していただきたいと思っております。
	種委員	今、議長がこういう事例に関してはこういった対処をしていきたいと思いますと言いましたが、必ずしも本当に田んぼになるのかならないのか現在の状況で分からないのに本人さんがやりますということだけを聞いて、じゃあ許可しますというのをおかしいと思っております。だからこの申請をどうしても今日通さないといけないのか。5月、6月に延期したりして経過を見ながら許可しても良いのではないかと思っております。本人さんが必ず田んぼにしますからという意見だけを聞いて許可しますということで、これからこういう形で出るのであれば私は困ると思っておりますよ。あくまで例外としてそういう意欲はあり

		ますからこの度は認めようというならまだ分かりますが、聞いただけで許可するのはおかしいと私は思います。
議 長		聞いたか聞かなかったかではなく地元の農業委員さんは地域を担当されていますので、地域の担当者も確認を取っているので、地域の農業委員さんの言われることもきちんとしなさいといけませんし、本人さんもその様に言うておられますので、その様な確認をした上にもっとよく確認しなさいということではなくして地域の農業委員さんを信用して地域の方々の言われることも信用すべきだと思っておりますので経過説明につきましては地元委員さんがきちんとしてこの地点においても担当地域を持っておりますのでそのような意味で言いました。
種委員		では、担当委員さん確約してください。書き物は要りませんので責任を持ちますとそれでいいです。
議 長		それは担当委員さんが言われなくても事務局できちっとそのようなことで現地確認の中で確認しておりますので地元委員さんが全て責任を持つという形です。農業委員が責任を持つので個人の方ではありません。
種委員		書き物も何もただ口頭で大丈夫と言われても分からないわけです。私が言いたいのは、本当は書き物もほしいわけです。しますと言ってしなかったら誰が責任取るのです。そういうところです。現況は原野と言っているのです。それを今、草を刈って田んぼにしますと言われても本当になるのかならないのか現実的に分からないのですが、それは許可を出した後に分かることでしょう。
議 長		それは全て同じような他の例がでた時も地域を担当している農業委員さんが経過をきちっと見ていただいてそのために申請書に されているということです。信用ならないというより農業委員さんを信用していただきたいと思っておりますので、農業委員さんには農業委員会に説明がなされるということですので個人が確約したということではなく農業委員が責任を持ってやるというのが基本的な考え方です。
議 長		他にございませんか
安達委員		今、議長から話がありましたが、1年、2年なら意欲は続くかもしれないかもしれませんが、3年たつと意欲が無くなるのではと心配です。農業委員として自信を持って ないことも危惧しております。現地を見て本当に耕作するのか疑問符を持ちました。それでも意欲があるようなので期待しているのですが、今後このような申請が出た時にスムーズに かもしれません。3年先まで責任は持てません。
議 長		3年先とか10年先とかいう責任の問題ではなく、基本的に3条

		申請は1作だけは必ず作らないといけませんので、1作は地元の農業委員さんがみておられないといけないということです。3年先、10年先という話ではありませんのでご理解ください。
	議長	他にございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第2号 農地法第4条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『4. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	<p>議案第2号</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について</p> <p>農地法施行令第1条の7の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。</p> <p>なお、許可にあたっては、農地法第4条第3項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行ないます。</p> <p>平成25年4月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀</p> <p>詳細につきましては、室長より説明致します。</p>
	室長	<p>番号1</p> <p>土地の表示</p> <p style="text-align: right;">登記：畑 現況：畑 地積： m²</p> <p style="text-align: right;">登記：畑 現況：畑 地積： m²</p> <p>畑 2筆 m²</p> <p>申請人： 用途：雑種地</p> <p>転用目的及び施設の概要：駐車場</p> <p>(備考)この申請地は農振農用地除外地です。申請地は 集落内に位置し、土地改良事業等の施工区域外で小規模な農地に該当します。</p> <p>したがって農地区分はその他の農地として第2種農地に該当します。転用計画は駐車場です。関係機関の手続きも整い、事業目的から見た転用面積は適当で、生産性が低い農地で代替地もないため、転用妥当と判断しての申請です。現地調査資料の5ページから7ページに位置図から計画図まで載せていますのでご確認ください。</p> <p>さんという方は個人で を営まれております。過去に転用で をされています。その後に事業を継続して営まれております。忙しい時期になると手伝いの方などを呼ばれて車を駐車しないといけませんが、通常的一般車両を のへりや に駐車しているので、駐車場の確保ができないということで の反対側の自分の農地の一部を駐車場にしたいという申請ですので相談に乗りながら今回の申請になりました。以上です。</p>

	議 長	現地調査を行っていただいておりますので、松川委員より現地説明をお願いします。
	松川委員	本日9時から恩田会長、唯代理、秦野委員、安達委員、私、事務局から仲田局長、田村室長の7名で現地調査を行いました。現地は事務局からも報告ありましたように現地調査資料の5ページを見ていただきますと 地内で 線と 川に挟まれた狭い農地です。現地調査資料の6ページの公図を見ていただきますと から侵入して道路の右側が 、左側が です。この2箇所が申請地です。当該地は再生砕石を厚さ8cmで締固めてその上に車をとめて駐車場にする申請です。現地の方で隣接地とは境界が明示されていて隣接者との同意書また用排水路の同意も区長さんから得ていることから特に問題ないという風に判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
	議 長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし
	議 長	異議が無いようですので、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について	議 長	『4. 議案3号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について 下記申請について、農地法施行規則第5条第1項の規定による2アール未満の農業用施設用地であることの認定を求めます。 平成25年4月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 詳細につきましては、室長より説明致します。
	室 長	番号1 土地の表示 登記：畑 現況：畑 地積： m ² のうち m ² 畑 1筆 m ² 申請人： 用途：農業用施設用地 転用目的及び施設の概要：農機具庫 所要面積 m ² 、施設面積 m ²

		(備考)農業用機械等を格納するための農機具庫を作るための申請です。現地調査資料の8ページからになります。8ページに位置図、9ページに公図、10ページに計画図、11ページに建物詳細図ということで載せています。以上です。
	議長	現地調査を行っていただいていますので、松川委員より現地説明をお願いします。
	松川委員	先ほどと同じメンバーの7名で現地調査を行いました。申請地は集落から の方に抜ける道の途中に がありましてそこを降りたところの右側にあります。現在隣接の境界に若干擁壁が作ってあります。現況はほぼ造成が終わったような状況になっておりました。現地調査資料の10ページの図面によると、間淵の方が7m、奥行きが10mということで、現地で図りましたが間違いありませんでした。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
	議長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし
	議長	異議が無いようですので、『議案第3号 農地法施行規則第5条の規定による2アール未満の農業用施設用地の認定について』は議決認定されました。
議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『4. 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	案第4号 農用地利用集積計画案の決定についてこのことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。 平成25年4月10日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通り 詳細につきましては、室長より説明いたします。
	室長	【農用地利用集積計画整理番号ごとに朗読(7~13頁)】 [新規] 整理番号：108番~135番 設定を受ける者：8人、1法人 設定をする者：28人 設定をする土地：61筆 計 92,174㎡

	<p>[再設定]</p> <p>整理番号 136番 設定を受ける者：1人 設定をする者：1人 設定をする土地：1筆 計351 m²</p> <p>[合計]</p> <p>整理番号 108番～136番 設定を受ける者：9人 1法人 設定をする者：29人 設定をする土地：62筆 計92,525 m²</p> <p>この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	質疑を受けます。
野口康夫 委員	整理番号119から整理番号125までを借り受けるさんのことです。1町3反借りますが機械が少なく人手も少ないようですし、全て使用貸借になっており無償です。野菜を作るようですが野菜農家なのですか。
室長	野菜農家ではありません。で水稻を作付けている農地を持っておられます。今回南部町の農地の中で耕作放棄地になりかけている農地を年次的に作付けしていくということで利用権設定していくことになりました。いきなり1町3反から野菜を植えるということにはなりませんので草刈管理しながら徐々に野菜の面積を増やすというのが聞き取りの状況です。
議長	これにつきましても地元の農業委員さんがお世話されているようなので地元委員さんより説明を願います。
作野委員	初めて野菜を作るということでどこか良い農地はないかということで相談に来られました。 境界の水稻作付けされてなく草刈管理されている土地で物色して何か所かありまして、持ち主さんに相談しに行きましたら作っていただいて結構です。但し、里の方のような歩き道程度の畔ではなく土手に近いような畦畔もありまして草刈で難儀しております。草刈だけで年に3、4回刈ります。頼んで刈られる方もおります。維持管理が稲作り以上に難しい農地です。持ち主さんは維持管理していただけるなら無償で良いというのが条件です。 さんも納得しておられ条件通り無償となっております。機械が少ないということと労力のことですが、総会で許可されたなら順次機械を揃えていき、 をしていますので労働力は工夫して栽培収穫していくつもりです。

(3) 農地転換届について	議長	『報告事項(3) 農地転換届について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	室長	【5.報告事項(3)農地転換届について朗読及び説明(議案書18頁)】 転換する理由は、田の水はけが悪いためです。耕土として山土を30cm埋立て、予定作物は野菜と地力増進作物をブロック的に分けて作付けしていきたいと確認しています。以上です。
	議長	質疑を受けます。
	一同	異議なし
	議長	異議なしと認め『報告事項(3)農地転換届について』決定致しました。
6. その他について	作野委員	説明
	市川委員	総会の時に使う は、新しく買っておりますのでご利用ください
平成25年度第2回南部町農業委員会総会の日程について		平成25年度2回南部町農業委員会総会の日程について 平成25年5月13日(月)
7. 閉会	議長	これにて、平成25年度第1回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		